

## 誓 約 書

糸 魚 川 市 長 様

年 月 日

閲覧請求者氏名

（団体名・代表者氏名）

印

閲覧者氏名

印

閲覧者氏名

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、下記事項を遵守いたします。

### 記

- 1 閲覧により知り得た事項は、閲覧請求書に記載した閲覧目的以外には使用しません。
- 2 閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはありません。
- 3 閲覧により取得した個人情報は、その利用目的を開示できる状態におきます。
- 4 上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に従い（同法が適用されない者にあつては、同法の定めるところに準じて）、慎重に取り扱い、及び適正に管理します。
- 5 転記した書類は、閲覧後1年以内に焼却処分します。また、転記した書類からコンピュータ等へ入力している場合には、そのデータについても同時に消去します。
- 6 なお上記処分後、処分した旨を処分報告書（様式第6号）により報告します。
- 7 閲覧により知り得た事項に関し、問題が生じたときの一切の責任は、当方で負います。
- 8 閲覧に際しては、閲覧台帳は丁寧に取り扱い、破損、汚損などしません。
- 9 閲覧中は、閲覧場所において、写真機、複写機、録音機その他記録装置等の機器及び携帯電話その他記録装置等の機器類の使用はしません。
- 10 閲覧に当たっては、市長の指示に従います。

（注） この誓約事項に反したことが明らかになった場合には、住民基本台帳法第51条により過料に処せられる場合があります。

また、個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得ます。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされています。